

名寄市軽度者に対する福祉用具貸与の  
例外給付の取扱いについて

平成 27 年 4 月

## 1、これまでの経過

平成 18 年度介護報酬改定により、福祉用具貸与について、要支援 1・2、要介護 1 の方は「軽度者」となり、軽度者の状態像からは利用が想定しにくい種目である①車椅子、②車椅子付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用品、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、⑧移動用リフト（つり具の部分を除く）の 8 種目について、原則として保険給付の対象としない改正が行われました。ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われ、その例外的に給付される状態像の判断方法としては、要介護認定の認定調査結果を活用して客観的に判断することとなりました。しかしながら、軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査に基づき、その例外給付の「判断方法」について、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、福祉用具貸与の基本枠組みについては変更せずにその運用が一部見直されることになり、平成 19 年 4 月 1 日から必要な手続きを経て、市町村が確認を行えば例外給付が可能となりました。（平成 19 年 3 月 30 日老振発第 0330001 号、老老発第 0330003 号）

さらに、平成 24 年度の制度改正により、⑨自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）が追加され、対象となる福祉用具は全部で 9 種目となりました。この⑨自動排泄処理装置にちいては、要介護 2 及び要介護 3 の方についても原則として保険給付の対象外となり、例外給付を行う場合は所定の手続きが必要となります。

## 2、軽度者における例外給付の該当基準

### （1）直近の基本調査を確認する

「平成 24 年厚生労働省第 95 号告示第 25 号のイで定める状態像の者」（別表 1）に該当するかどうか確認し、主治医から得た情報およびサービス担当者会議等により適切なマネジメントを行う。

（※担当介護支援専門員が自分で認定調査を行った利用者の場合、手元にある基本調査表を確認するのではなく、介護認定審査会を通った認定情報を取寄せて、必要箇所を確認する）。

### （2）基本調査に確認項目がない場合（別表 1）

「車いす及び車いす付属品」…『日常生活範囲において移動の支援が必要と認められる者』

「移動用リフト」…『生活環境において段差の解消が必要と認められる者』

については該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報およびサービス担当者会議等により適切なマネジメントを行う

→（1）（2）とも、例外給付の対象となるが、給付管理の観点から、市での把握が必要となるため、必要書類を添え市に届出書を提出する。

### （3）基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

次のア、イの要件を満たし、これについて名寄市の確認を受ける事で例外給付の該当となる。

ア、（1）・（2）に関わらず次の i）～ iii）（別表 2）のいずれかの状態に該当する事が医師の医学的所見に基づき判断されている

イ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている

別表1 平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイで定める状態像の者

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当項目なし →医師の所見を含めサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを実施
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊探知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 意思の伝達、介助者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 意思伝達 「1. 調査対象者が意思を他社に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～7のいずれか 「2. できない」 基本調査3-8～4-15 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とするもの	基本調査2-1 移乗 「3. できない」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められるもの	※該当項目なし →医師の所見を含めサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを実施
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」

別表2 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像

	該当項目	事例（詳細は別表3）
i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイ（別表1）に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイ（別表1）に該当するに至る事が確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイ（別表1）に該当すると判断出来る者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

別表3 福祉用具が必要となる主な事例内容（例）

事例累計	必要となる福祉用具	事例内容（例）
i) 状態の変化	(1) 特殊寝台 (2) 床ずれ防止用具・体位変換器 (3) 移乗用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	(4) 特殊寝台 (5) 床ずれ防止用具・体位変換器 (6) 移乗用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要となる。
ii) 急性憎悪	(7) 特殊寝台 (8) 床ずれ防止用具・体位変換器 (9) 移乗用リフト	末期がんで、認定調査時はなんとか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要となる。
iii) 医師禁忌	(10) 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に状態を起こす事で、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	(11) 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	(12) 特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により一定の角度に状態を起こす事で、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも支持されている。
	(13) 床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷により下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	(14) 移乗用リフト	人工関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際に脱臼の危険性を回避する必要がある。移乗用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※事例内容（例）で示した疾病名について、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したに過ぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となる事があります。

また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

### 3、提出するもの

1 軽度者に係る福祉用具貸与の確認届出書（様式第1号）

2 添付書類

(1) 居宅サービス計画書または介護予防サービス支援計画書（写）

(2) サービス担当者会議の記録（写）

サービス担当者会議の要点をまとめたものと、例外給付が必要な状態の原因となっている疾患名、医師の医学的な所見及び必要とされる福祉用具の種目が記載されているもの

また、下記の写しを添付してもよいが、担当者会議録にも必要情報は必ず記載する事。

主治医から得た情報として（次ページ【医師の意見聴取の留意点】を参照の事）

①主治医意見書

②診断書または情報提供書

③担当ケアマネが医師から聴取したものの記録

医師からの聴取は… 1) 医師から直接、担当ケアマネが聴取

2) 看護師が医師から直接、または相談員が医師から直接聞き取った事を  
担当ケアマネが聴取

→申請書・届出書の内容を確認後、申請書の場合は市から申請者（ケアマネ）宛に「確認通知書」を発行。届出書の場合は市にて受理する。

### 4、確認申請・届出書の提出時期について

①新規の場合、原則としてサービス提供開始前に確認申請・届出書を提出すること。

やむを得ず提出が遅れる場合は、必ず介護保険係まで連絡を入れてください。

特に2、軽度者における例外給付の該当基準（3）の場合には通知文にも「市町村が書面等確実な方法により確認する事により、（福祉用具貸与費算定の）要費を判断する事ができる」との記載があり、書類提出前に貸与を開始し、翌月まで届出が遅れた場合には、給付を受けられない場合がある。

②要介護・要支援認定が更新・区分変更されたとき

…引き続き軽度の判定がされた場合は、再度提出すること。

…更新・区分変更により、要介護2以上になった場合（自動排泄処理装置については要介護4以上）になった場合は、制限がなくなるので、確認申請届出書の提出は不要。

…要介護2以上の方が要介護1、要支援と判定された場合には新規に提出が必要となる。

③支援事業所が変更になったとき

…同様の手続きが必要

### 5、確認申請書の効力について

開始日…申請書に記載された貸与開始日または当該申請に係る軽度の要介護認定の有効期間の初日のうち、遅い日。

終了日…要介護認定または要支援認定の有効期間の終了日

### 【医師の意見聴取の留意点】

- 医師からの所見を聴取する事について、ケアマネジャーは、事前に利用者の同意を得る必要がある。
- 医師からの診断書や、簡易的な所見に関する書類作成に費用（情報提供料等）がかかる（本人負担）場合がある事を本人や家族に説明し了解してもらう必要がある。
- サービス担当者会議は医師の医学的な所見を得てから行うこと。
- 医師から聴取した意見の記載について

単に「〇〇が必要」との記載ではなく

- 1) 疾病その他の原因の名称及びそれに伴い現在の身体状況
- 2) 1) に起因する生活上の困難または医学的判断による禁止動作あるいは状態増悪を防ぐための医学的判断による支持
- 3) 必要な福祉用具の種類及びその利用によりどのような改善が見込めるか
- 4) 別表2のi)～iii)のどの状態に該当するか を記載すること。

※医師の同意ではなく、医師による「必要性の判断」が必要。

#### 《記入例》

〇〇病で（疾病名）で、〇〇のため（医学的所見・例外給付の対象要件（別表2））、別表1の状態像である。

#### 《具体例》

- ・「関節リウマチ（疾病名）」で、「日内変動が大きく（対象要件）」自力でベッドから「起き上れない（状態像）」状態であることを担当医に確認した。
- ・「重度の流動性食道炎（疾病名）」で、「一定の角度に上体を起こす事（医学的判断から告示で定める状態像であると判断できるもの）」で、「誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある（対象要件）」

## 6、その他留意事項

### （1）要介護認定申請中の場合

「新規申請中で認定結果が出ていない場合」や「例外給付の対象者が状態悪化により区分変更申請中認定結果が出ていない場合」については福祉用具貸与を決定した段階で確認申請届出書を提出してください。申請書の場合の決定通知書に記載される有効期間は「申請中」となります。認定結果確定後、市より正式な有効期間が記載された確認通知書を送付します。